

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○川崎市市民館条例 昭和47年条例第38号</p>	<p>○川崎市市民館条例 昭和47年条例第38号</p>																												
<p>(目的及び設置)</p>	<p>(目的及び設置)</p>																												
<p>第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。</p>																												
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>																												
<p>第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td> <td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td> <td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td> <td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td> </tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td> <td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td> <td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
名称	位置																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																												
名称	位置																												
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																												
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																												
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																												
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																												
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																												
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																												
<p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2,012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td> <td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td> <td>川崎市高津区久末2,012番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td> <td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号												
名称	位置																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																												
名称	位置																												
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																												
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																												
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																												

改正後		改正前	
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
第3条、第4条 略 (指定管理者)		第3条、第4条 略 (指定管理者)	
第4条の2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市民館(川崎市幸市民館、川崎市宮前市民館、川崎市幸市民館日吉分館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。		第4条の2 教育委員会(以下「委員会」という。)は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市民館(川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館に限る。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。	
(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。		(1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。	
(2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。		(2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。	
(3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。		(3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。	
2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。		2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。	
3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。		3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。	
第4条の3～第10条 略 (使用料)		第4条の3～第10条 略 (使用料)	
第11条 利用者は、市民館(指定管理者が管理を行う市民館を除く。)の施設等の利用について、別表第1に定める使用料(設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料)を納付しなければならない。		第11条 利用者は、市民館(指定管理者が管理を行う市民館を除く。)の施設等の利用について、別表第1に定める使用料(設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料)を納付しなければならない。	
2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。		2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	
(利用料金)		(利用料金)	
第11条の2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。		第11条の2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。	

改正後							改正前						
2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。							2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。						
3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。							3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。						
4 利用料金は、指定管理者の収入とする。							4 利用料金は、指定管理者の収入とする。						
第12条～第21条 略							第12条～第21条 略						
別表第1（第11条関係）							別表第1（第11条関係）						
1 施設使用料							1 施設使用料						
種別			金額				種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホー ル	大ホール	幸 宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	ホー ル	大ホール	幸 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル 室	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円		リハーサル 室	幸 多摩	560円 1,120円	1,230円 2,460円	1,680円 3,360円	3,470円 6,940円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会議 室	大会議室	幸 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	会議 室	大会議室	幸 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		第1会議室	幸 宮前	2,120円 1,230円	2,680円 1,790円	3,470円 2,240円	8,270円 5,260円
		宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			多摩	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円

改正後							改正前														
	第2会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第2会議室	麻生													
		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		幸 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円									
	第3会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3会議室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第3会議室	幸 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			
		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円									
	第4会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4会議室	幸 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			
								第5会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第5会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
								第6会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第6会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
	集会室	菅生	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
			岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
教養室	音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	教養室	音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		
	和室	幸	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	和室	幸	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		和室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
		日吉	670円	780円	1,120円	2,570円		和室	日吉	670円	780円	1,120円			2,570円	和室	日吉	670円	780円	1,120円	2,570円
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円			和室	菅生	890円	1,000円			1,340円		3,230円	和室	菅生	890円	1,000円
	料理室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	料理室	幸		2,120円	2,680円	3,470円		8,270円	料理室	幸 宮前 多摩	2,120円		2,680円	3,470円	8,270円

改正後							改正前						
実習室	幸宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	幸宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			
		日吉	890円	1,000円	1,340円		3,230円	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	視聴覚室	宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	第1学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
			日吉	890円	1,000円	1,340円		3,230円	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第2学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
			第4学習室	日吉	890円	1,000円		1,340円	3,230円	第4学習室	日吉	890円	1,000円
	体育室	幸宮前	330円	560円	1,120円	2,010円	体育室	幸宮前 多摩	330円	560円	1,120円	2,010円	
						麻生		440円	780円	1,340円	2,560円		
						岡上		220円	330円	670円	1,220円		

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。  
2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。  
2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直

改正後

前の利用時間区分における施設使用料の2割(1円未満の端数は、切り捨てる。)を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

2 設備使用料

単位	金額
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回	5,600円

備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。

別表第2(第11条の2関係)

1 施設利用料

種別	金額
----	----

改正前

前の利用時間区分における施設使用料の2割(1円未満の端数は、切り捨てる。)を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

2 設備使用料

種別	単位	金額
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位 1回	5,600円

備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。

3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。

別表第2(第11条の2関係)

1 施設利用料

種別	金額
----	----

改正後							改正前						
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円	ホー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		高津	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円			高津	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
		多摩											
	リハーサル 室	高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円	リハーサル 室	高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円	
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円							
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会議 室	大会議室	高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	会議 室	大会議室	高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
		多摩											
		麻生											
	第1会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第1会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		高津					
		多摩											
	第2会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第2会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
		高津						高津					
	第3会議室	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第3会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
		中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
麻生													
第4会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第4会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円								
第4会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		

改正後							改正前						
教養室	第5会議室	多摩					第5会議室						
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		麻生						中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
		中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		多摩						第6会議室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第6会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第6会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円							
	集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円							
	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
		高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	和室	和室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円							
		多摩							橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	料理室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	料理室	料理室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円							
実習室	多摩					実習室	実習室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円								高津
	多摩							橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円								

改正後							改正前								
視聴覚室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		視聴覚室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円			
	学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円									
	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			第1学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円	
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円									
	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			第2学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円									
	第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円			第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円			第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円										
体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1,340円	2,560円		体育室	中原 高津	440円	780円	1,340円	2,560円			
	多摩	330円	560円	1,120円	2,010円										
	岡上	220円	330円	670円	1,220円										

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

改正後			改正前		
入場料金		増額の割合	入場料金		増額の割合
1,000円未満		5割	1,000円未満		5割
1,000円以上3,000円未満		10割	1,000円以上3,000円未満		10割
3,000円以上		20割	3,000円以上		20割
<p>4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。</p>			<p>4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。</p>		
2 設備利用料			2 設備利用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、1室、1キロ ワットその他1単位 1回	5,600円	その他附帯設 備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1 個、1脚、1双、1張、1キロワットその 他1単位 1回	5,600円
備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。			備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。		
備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。			備考 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。		
備考 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。			備考 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。		